

正誤表

令和２年版消費者白書※について、誤りがありましたので、下記のとおりお詫びして訂正いたします。

※「令和元年度消費者政策の実施の状況」及び「令和元年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」（令和２年６月９日閣議決定）

記

ページ	該当箇所	誤	正
52	右側下から 12 行目	約 <u>4.7</u> 兆円	約 <u>5.1</u> 兆円
	右側下から 7 行目	約 <u>5.4</u> 兆円	約 <u>6.1</u> 兆円
	右側下から 5 行目	約 <u>0.7</u> 兆円	約 <u>1.0</u> 兆円
	下部脚注上から 4 行目	約 <u>4.7</u> 兆円	約 <u>5.1</u> 兆円
	下部脚注上から 5 行目	<u>4.4</u> ～ <u>5.1</u> 兆円	<u>4.7</u> ～ <u>5.4</u> 兆円
53	図表 I-1-5-4	【別紙】 参照	

※ 下線部は正誤箇所

【別紙】 図表 I-1-5-4

誤

図表I-1-5-4 消費者被害・トラブル額の推計結果

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
契約購入金額	約6.6兆円	約5.2兆円	約5.7兆円	約6.3兆円	約6.0兆円
既支払額（信用供与を含む。）※	約6.1兆円	約4.8兆円	約4.9兆円	約5.4兆円	約4.7兆円
既支払額	約5.6兆円	約4.3兆円	約4.6兆円	約5.3兆円	約4.6兆円

※「既支払額（信用供与を含む。）」とは、既に支払った金額にクレジットカード等による将来の支払を加えたもの。

（備考）

- 消費者被害・トラブル額とは、消費者被害・トラブルに関する商品・サービスへの支出総額を指す。
- 満15歳以上の人口に、「消費者意識基本調査」の結果から求めた消費者被害・トラブルの「発生確率」を乗じた上で、消費生活相談情報から計算される、被害1件当たりの平均金額を乗じて算出した金額に、高齢者の潜在被害として想定される金額を加えて補正した推計額。
- 「発生確率」は、消費者意識基本調査において「あなたがこの1年間に購入した商品、利用したサービスについてお尋ねします。この1年間に、以下に当てはまる経験をしたことはありますか。」との問に対して、以下の経験についての回答を集計した結果に基づき推計している。①けが、病気をする等、安全性や衛生面に問題があった、②商品の機能・品質やサービスの質が期待よりかなり劣っていた、③思っていたよりかなり高い金額を請求された、④表示・広告と実際の商品・サービスの内容がかなり違っていた、⑤問題のある販売手口やセールストークにより契約・購入した、⑥契約・解約時のトラブルにより被害に遭った、⑦詐欺によって事業者にお金を払った（又はその約束をした）、⑧その他、消費者被害の経験。
- 平均金額は、各年の消費生活相談情報（翌年1月31日までの登録分）に基づき算出している。
- 本推計に使用している意識調査はあくまで消費者の意識に基づくものであり、消費者被害・トラブルの捉え方が回答者により異なること、意識調査の性格上誤差を含むものであることに注意が必要。

正

図表I-1-5-4 消費者被害・トラブル額の推計結果

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
契約購入金額	約7.4兆円	約5.9兆円	約6.4兆円	約7.2兆円	約6.6兆円
既支払額（信用供与を含む。）※	約6.7兆円	約5.2兆円	約5.3兆円	約6.1兆円	約5.1兆円
既支払額	約6.0兆円	約4.7兆円	約5.0兆円	約6.0兆円	約4.9兆円

※「既支払額（信用供与を含む。）」とは、既に支払った金額にクレジットカード等による将来の支払を加えたもの。

（備考）

- 消費者被害・トラブル額とは、消費者被害・トラブルに関する商品・サービスへの支出総額を指す。
- 満15歳以上の人口に、「消費者意識基本調査」の結果から求めた消費者被害・トラブルの「発生確率」を乗じた上で、消費生活相談情報から計算される、被害1件当たりの平均金額を乗じて算出した金額に、高齢者の潜在被害として想定される金額を加えて補正した推計額。
- 「発生確率」は、消費者意識基本調査において「あなたがこの1年間に購入した商品、利用したサービスについてお尋ねします。この1年間に、以下に当てはまる経験をしたことはありますか。」との問に対して、以下の経験についての回答を集計した結果に基づき推計している。①けが、病気をする等、安全性や衛生面に問題があった、②商品の機能・品質やサービスの質が期待よりかなり劣っていた、③思っていたよりかなり高い金額を請求された、④表示・広告と実際の商品・サービスの内容がかなり違っていた、⑤問題のある販売手口やセールストークにより契約・購入した、⑥契約・解約時のトラブルにより被害に遭った、⑦詐欺によって事業者にお金を払った（又はその約束をした）、⑧その他、消費者被害の経験。
- 平均金額は、各年の消費生活相談情報（翌年1月31日までの登録分）に基づき算出している。
- 本推計に使用している意識調査はあくまで消費者の意識に基づくものであり、消費者被害・トラブルの捉え方が回答者により異なること、意識調査の性格上誤差を含むものであることに注意が必要。

※ 下線部は正誤箇所